

大分県報

令和七年
四月一日
（三六）

（火曜日）

目次

公安委員会規則

- 特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正……………一
大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則の一部改正……………一
大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………一
大分県公安委員会公告式規則の一部改正……………一
警察本部訓令
警察官の服制に関する規程の一部改正……………一
大分県警察の組織に関する訓令の一部改正……………五

○公安委員会規則

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

大分県公安委員会規則第4号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年大分県公安委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項、第3条及び第4条第2項中「に掲示して」を「への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和7年4月1日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

大分県公安委員会規則第5号

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則（平成7年大分県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

を

飛行服（冬服） 飛行服（防寒服） 飛行服（合服） 飛行服（夏服） フワラー 冬飛行帽 夏飛行帽 靴 手袋 標章	
--	--

航空服（冬用）
航空隊防寒服
航空服（夏用）
フワラー
航空隊帽子（冬用）
航空隊帽子（夏用）
靴
手袋

標章

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

令和七年四月一日

大分県報号外（公安委規則）

1

大分県公安委員会規則第6号	
大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	
大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。	
第3条第1項の表の警務部の項中「施設装備課」を削り、同条第2項の表の会計課の項中「会計企画・支援・監査室」を	「会計企画・支援・監査室」に改め、同表の施設装備課の項
会計管理センター」を	警察装備室」
を削る。	
第5条の表の車庫長の項中「施設装備課」を「会計課」に改める。	
第8条に次の8号を加える。	
(5) 財産の取得、管理及び処分に関すること。	
(6) 庁舎及び職員宿舎に関すること。	
(7) 警察装備に関すること。	
(8) 拳銃の管理に関すること。	
(9) 警察官の服制に関すること。	
(10) 警察電話に関すること。	
(11) 警察車両に関すること。	
(12) 警察用船舶の管理に関すること。	
第8条の2を削る。	
第14条第10号中「人身安全・少年課及び」を削る。	
第31条の9を第31条の10とし、第31条の8の次に次の1条を加える。	
(警察装備室の分掌事務)	
第31条の9 警察装備室においては、次に掲げる事務をつかさどる。	
(1) 警察装備に関すること。	
(2) 拳銃の管理に関すること。	
(3) 警察官の服制に関すること。	
(4) 警察電話に関すること。	
(5) 警察車両に関すること。	
(6) 警察用船舶の管理に関すること。	
第50条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「課」の次に	
「及び隊」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。	
2 前項に定めるもののほか、大分中央警察署及び大分東警察署に直轄隊を置く。	
第54条第1項を次のように改める。	
大分中央警察署に総務官、地域交通官及び刑事官を、大分東警察署、大分南警察署及び中津警察署に刑事官を、別府警察署に総務官及び刑事官を置く。	
第55条の3を第55条の4とし、第55条の2の次に次の1条を加える。	
(隊長)	
第55条の3 直轄隊に隊長を置く。	
2 隊長は、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。	
3 隊長は、上司の命を受け、直轄隊の事務を処理する。	
附 則	
この規則は、公布の日から施行する。	
~~~~~	
大分県公安委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和7年4月1日	
大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江	
大分県公安委員会規則第7号	
大分県公安委員会公告式規則の一部を改正する規則	
大分県公安委員会公告式規則（平成6年大分県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。	
第2条第2項中「に掲示して」を「への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公示して」に改める。	
附 則	
この規則は、公布の日から施行する。	
○ 警察本部訓令	
大分県警察本部訓令第17号	
警察本部 警察学校 警察署	
警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令第9号）の一部を次のようにに	

改正する。

令和7年4月1日

大分県警察本部長 嶋 野 徹

第1条中「警察官の服制に関する細則」を「警察官等の服制に関する細則」に、「警察庁訓令第4号。以下「細則」」を「警察庁訓令第1号。以下「細則」という。」に改める。

第3条中「第4条」を「第4条第1項」に、「シオルダーバック」を「シオルダーバック」に改める。

第4条を削る。

第3条の2第1項中「又は制帽」及び「又は制服用ネクタイ」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第4条とする。

第7条第1項中「飛行服（防寒服を除く。）」「飛行帽」を「航空服、航空隊帽子」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 航空服（冬用）及び航空隊帽子（冬用）の着用期間は10月1日から翌年の5月31日まで、航空服（夏用）及び航空隊帽子（夏用）の着用期間は6月1日から9月30日までとする。ただし、警備運用課長が必要と認めた場合は、その着用期間を変更することができる。

第7条第3項中「飛行服（防寒服）」を「航空隊防寒服」に改める。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、広報課長が必要と認めた場合は、その着用期間を変更することができる。

別表第1のシオルダーバックの項中「シオルダーバック」を「シオルダーバック」に改め、同表の注中「シオルダーバック」を「シオルダーバック」に、「婦人警察官」を「女性警察官」に改め、同表の別図2中「シオルダーバック」を「シオルダーバック」に改める。別表第2の1の表の帯革の項中「けん銃入れ」を「拳銃入れ」に改め、別表第2の2を次のように改める。

2 航空隊の隊員の服制

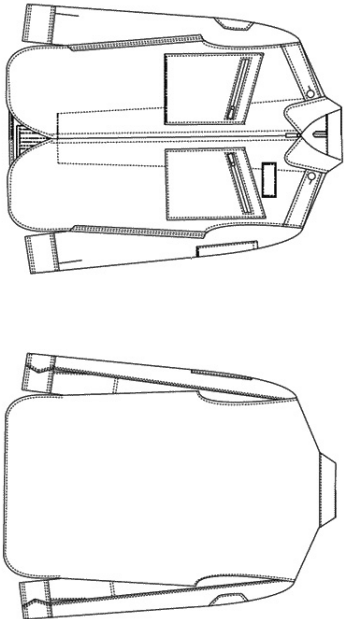
品 目		制 式 等	
	上	色	紺色とする。
		地質	合成繊維織物又は毛織物とする。
	衣	制式	形状は別図1のとおり
航空服（冬用）		ズ	色 上衣と同色とする。

	ボ ン	地質	上衣と同質とする。
		制式	形状は別図2のとおり
航空隊防寒服		色	紺色とする。
		地質	ナイロン又は合成皮革とする。
		制式	ジャンパー型とする。形状は別図3のとおり
	上	色	紺色とする。
航空服（夏用）	衣	地質	合成繊維織物又は毛織物とする。
		制式	形状は別図4のとおり
	ズ	色	上衣と同色とする。
	ボン	地質	上衣と同質とする。
ワフラー		制式	形状は別図5のとおり
		色	白色とする。
		地質	絹又は人造繊維とする。
		制式	形状は別図6のとおり
航空隊帽子（冬用）		色	紺色とする。
		地質	合成繊維織物又は毛織物とする。
		制式	形状は別図7のとおり
	色	航空隊帽子（冬用）と同色とする。	
航空隊帽子（夏用）		地質	航空隊帽子（冬用）と同質とする。
		制式	後方をメッシュ地とする。形状は別図8のとおり
		色	茶又は黒色とする。
		材質	皮革又は合成皮革とする。
靴		制式	形状は別図9のとおり
		色	白色又はクリーム色とする。
		材質	皮革又は合成皮革とする。
		制式	形状は別図10のとおり
手袋		色	黒地に金色刺しゅう

標章	材質	布製
	制式	形状は別図11のとおり

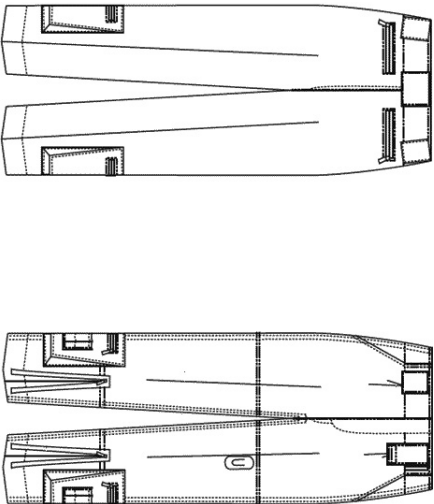
別図 1

航空服（冬用）上衣



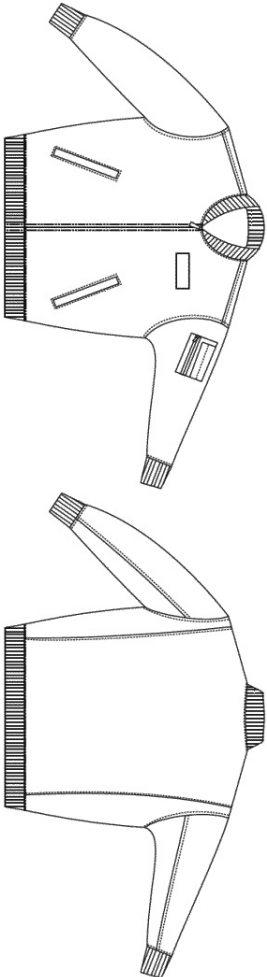
別図 2

航空服（冬用）ズボン



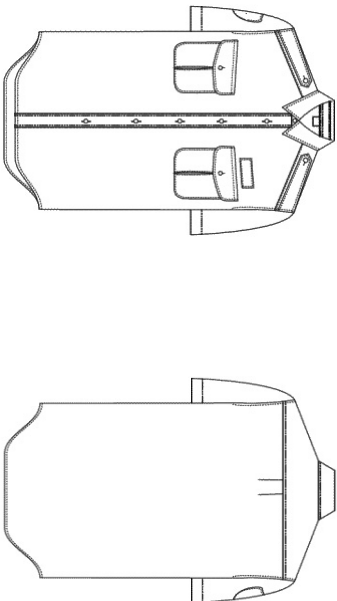
別図 3

航空隊防寒服



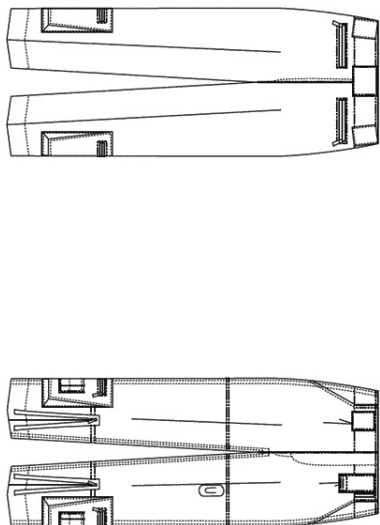
別図 4

航空服（夏用）上衣



別図5

航空服（夏用） スボン



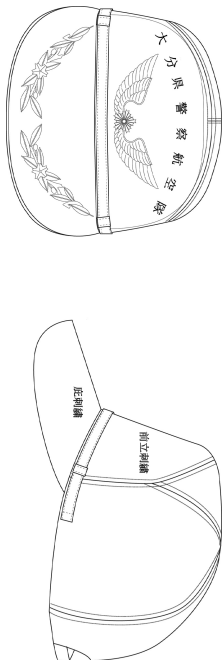
別図6

マフラー



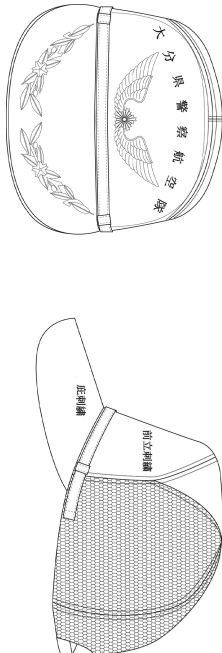
別図7

航空隊帽子（冬用）



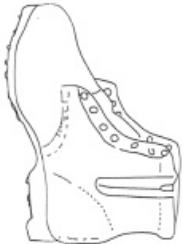
別図8

航空隊帽子（夏用）



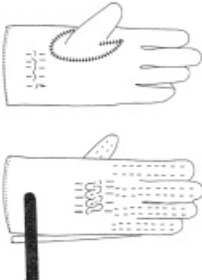
別図9

靴



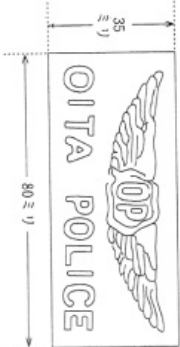
別図10

手袋



別図11

標章



附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第18号



警 察 署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大分県警察本部長 幡 野 徹

第3条第1項の表の会計課の項中

「会計管理センター	会計管理第一係、会計管理第二係
-----------	-----------------

を

「会計管理センター	会計管理第一係、会計管理第二係
施設管理室	管財係、営繕・施設係
警察装備室	装備係、通信係、車両係

に改め、同表の施

設装備課の項を削り、同表の地域課の項中「自動車警ら第一係、自動車警ら第二係」を「自動車警ら係」に改め、同表のサイバー犯罪対策課の項中「企画・指導・サイバーセキュリティ係」を「企画・指導係、人材育成係、官民連携推進係」に、「技術支援班」を「技術・捜査支援係、情報分析係」に改め、同表の組織犯罪対策課の項中「、特殊詐欺事件特別捜査班」を削り、同表の鑑識課の項中「足痕跡係」を「現場資料係」に改め、「写真係」を削り、同表の運転免許課の項中「、免許システム係」を削る。

第6条中「課」の次に「及び同条第2項に定める隊」を加える。

第7条中「第55条の3」を「第55条の4」に改める。

別表中「警察署の課」の次に「及び隊」を加え、同表の2の留置管理関係の項の3中「こと」の次に「（豊後高田警察署、玖珠警察署、竹田警察署、豊後大野警察署及び臼杵津久見警察署を除く。）」を加え、同表に次のように加える。

3 規則第50条第2項に定める隊に置く係の名称及びび分掌事務

隊の名称	係の名称	分 掌 事 務
直轄隊	直轄係	1 特命事項に関すること。 2 管区機動隊としての訓練、出動及び入校に関すること。 3 管区機動隊としての指導教養に関すること。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和7年4月1日から施行する。  
（大分県警察の警察官等に対する支給品に関する規程の一部改正）
- 大分県警察の警察官等に対する支給品に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「手続き」を「手続」に、「施設装備課長」を「会計課長」に改める。  
（警察官の服制に関する規程の一部改正）
- 警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。  
第13条第1号中「施設装備課」を削り、「施設装備課長」を「会計課長」に改める。  
第14条中「施設装備課長」を「会計課長」に改める。  
（拳銃等管理規程の一部改正）
- 拳銃等管理規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項及び第5条中「施設装備課長」を「会計課長」に改める。  
（警察装備開発改善委員会設置規程の一部改正）
- 警察装備開発改善委員会設置規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「施設装備課長」を「会計課長」に改め、同項第1号を次のように改める。  
（1） 会計課 警察装備室装備担当室長補佐  
第5条中「施設装備課」を「会計課」に改める。  
（警察車両管理規程の一部改正）
- 警察車両管理規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項及び第15条中「警務部施設装備課長」を「警務部会計課長」に改める。  
第1号様式から第3号様式までの規定中「警務部施設装備課長」を「警務部会計課長」に改める。  
（警察手帳取扱規程の一部改正）
- 警察手帳取扱規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」を「警務部会計課長（以下「会計課長」に改め、同条第2項中「施設装備課長」を「会計課長」に改める。  
第7条第1項及び第2項、第8条並びに第10条中「施設装備課長」を「会計課長」に改める。

（警察電話等運用規程の一部改正）

8 警察電話等運用規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」を「警務部会計課長（以下「会計課長」に改める。

第3条中「警務部施設装備課」を「警務部会計課」に、「施設装備課長」を「会計課長」に改める。

第4条第1項第1号及び同条第2項並びに第8条から第11条までの規定中「施設装備課長」を「会計課長」に改める。

（大分県警察文書管理規程の一部改正）

9 大分県警察文書管理規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第50条第2項及び第3項」を「第50条第3項及び第4項」に改める。

第9条第1項中「、交番」を「、隊、交番」に、「及び所長」を「、隊長及び所長」に改める。

第9条の2第1項中「及び警察署の課」を「並びに警察署の課及び隊」に改め、同条第2項中「課」の次に「若しくは隊」を加える。

第56条第1項中「及び警察署の課」を「並びに警察署の課及び隊」に改める。  
別表第1の2の表中「|施設装備課 |施設 |」を削り、別表第1の3の表中

警備課	備
-----	---

を

警備課	備
直轄隊	直

に改める。

（大分県警察少年補導職員の手帳に関する規程の一部改正）

10 大分県警察少年補導職員の手帳に関する規程（令和3年大分県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」を「警務部会計課長（以下「会計課長」に改め、同条第2項中「施設装備課長」を「会計課長」に改める。  
第8条及び第9条中「施設装備課長」を「会計課長」に改める。